

## 規約

- 第1条（名称） この団体は、「」とする。
- 第2条（所在地） この団体を、次の所在地に置く。  
茨城県 笠間市
- 第3条（目的） この団体は、各種法律・条例等を遵守したうえで、主に  地内におけるイノシシ等の有害鳥獣捕獲活動をするを目的とする。
- 第4条（構成員） この団体の構成員は、別紙名簿のとおりとする。
- 第5条（役員） この団体に、次の役員を置く。  
・代表者  1名 ・会計1名
- 第6条（運営） 団体は、諸問題が発生した場合は、随時会議を開催して審議を行い、その議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。
- 第7条（財務） 活動に必要な資金については、会計が適正に管理を行い、各獵期ごとに代表者の閲覧を受けるものとする。
- 第8条（改正） この規約は、構成員の過半数の同意をもって改正することができる。
- 第9条（設立年月日） 本会の設立年月日は令和  年  月  日とする。
- 第10条（規約施行日） 本会則は、令和  年  月  日より施行する。